

#### 第4回白川町農業委員会会議録

1 開催日時 令和6年4月26日(金) 午後2時55分から

2 開催場所 白川町役場分館大会議室

3 出席委員 会 長 14番 榎間 博幸君

##### 農 業 委 員

1番 今井 智也君      3番 西野 晃治君      4番 竹腰 清美君

5番 藤井 芳昭君      6番 田口 直樹君      7番 田口 裕和君

8番 安江 定廣君      9番 渡邊 智明君      10番 藤井 一倫君

11番 佐伯美智代君      12番 藤井 好弘君      13番 土井 文子君

##### 農地利用最適化推進委員

伊佐治直哉君      加藤 文男君      山下 良雄君

4 欠席者 農業委員 2番 清水 寛之君

推進委員 嶋崎 義和君      林 良彦君      佐伯 範夫君

安江 桂君      熊崎 伸一君

5 事務局 事務局長 長尾 弘巳

書記 安江健太郎      渡邊 俊介

立川 崇

#### 6 議事日程

第1 議事録署名者の指名について

第2 議第10号 農地法第3条の規定による許可申請について

第3 議第11号 農地法第5条の規定による許可申請について

第4 その他

## 7 会議の概要

(14:55)

長尾事務局長 ただいまから第4回白川町農業委員会総会を開催します。  
職員定期異動により事務局員の係長と担当が替わりましたので簡単に自己紹介をいたします。

安江事務局員 自己紹介した。

渡邊事務局員 自己紹介した。

長尾事務局長 進行については、会長にお渡しします。よろしくお願ひします。

議 長 それでは、ただいまから令和6年第4回総会を開会します。本日の出席は、委員13名、推進委員3名です。「農業委員会等に関する法律」第27条に規定されている在任する委員の過半数の出席があり、総会は成立します。

それでは、日程第1の白川町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させて頂くことにご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、4番竹腰委員、7番田口委員を指名します。なお、本日の会議書記には事務局職員を指名いたします。次に、日程第2の議第10号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

立川事務局員 「農地法第3条の規定による許可申請について」資料を基に説明した。

議 長 事務局の説明が終わりました。申請番号1、2に関連して、地元委員による現地調査の結果ならびに補足説明を求めます。

今井智也委員 申請番号1は三川上田地内の畑3筆の所有権移転です。譲受人は愛知県の〇〇さんです。12月に買受適格証明が承認されています。公売の結果、買い受ける権利を取得した者は、改めて許可申請を行うこととなっており、今回申請がありました。

通常の売買や贈与の場合、農地法3条や5条の許可が必要で、原則として当事者双方が連名で申請する必要があります。しかし、競売や公売、遺贈等の単独行為による場合や裁判の判決、裁判上の和解等による場合は、例外的に当事者の一方が単独で申請することができます。今回申請者は譲受人の〇〇さんですが、申請の農地とともに、宅地と山林も同時に取得予定です。

議長 次に申請番号2番の説明を12番、藤井委員にお願いします。

藤井好弘委員 申請番号2は黒川日面下地内の田2筆の所有権移転です。譲渡人は愛知県の□□さん、譲受人は黒川地区の△△さんです。田については、現在東黒川営農組合で管理をしていますが、譲受人の△△さんが空き家とともに農地を買受ける予定です。先日、加藤推進員とともに現地確認を行いました。譲渡人の□□さんは、愛知県在住で農地は年に2、3回来町し耕作しています。譲受人の△△さんは10年ほど前に黒川へ移住しています。まだ若く、架線下伐採の仕事をしています。宅地も合わせて譲受けるとのことです。水田は東黒川営農組合の管理を継続予定です。

議長 事務局ならびに地元委員からの説明は終わりました。担当地区推進委員から申請内容について補足説明や意見を求めます。申請番号1番の補足説明について伊佐治推進委員をお願いします。

伊佐治推進委員 特に問題ないと思います。

議長 続いて申請番号2番の補足説明を加藤推進委員をお願いします。

加藤推進委員 空き家についても管理されていて、今後も問題ないと思います。

議 長 申請地の担当委員及び推進委員の説明が終了しました。これより議第10号について質疑に入ります。

(質疑なし)

議 長 質問等ないようですので採決いたします。議第10号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認めます。議第10号の申請については原案のとおり決定いたします。次に、日程第3の議第11号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

立川事務局員 「農地法第5条の規定による許可申請について」資料を基に説明した。

議 長 事務局の説明が終わりました。議題の申請に関連して、地元委員による現地調査の結果ならびに補足説明を求めます。

土井文子委員 申請地は赤河本郷地内の畑2筆の所有権移転です。所有者は県内の●●さん、転用事業者は県内の株式会社■■です。株式会社■■は労働者派遣事業を行っています。所有者の●●さんは、高齢になったこともあり、耕作が難しく譲り渡すを希望しています。転用事業者は、申請地のAに桜を植樹、Bは隣接の空き家とともに会社の保養地として使用を考えています。申請地は10ha未満の農地団地にある第2種農地で、転用にかかる一般的な許可基準を満たしていると考えられます。現地を佐伯推進委員と調査をしました。植樹予定地の北側に地元農家の水田があり、大きな木を植樹されると、日照条件が変わるため、低木で管理するよう要望がありました。また別の植樹予定地も付近に住宅があり、どちらも植樹に

よる日照条件が課題であり、植樹後の剪定と他の申請地の保全について適正な管理を依頼しました。

議 長 申請番号1に関連して、担当推進委員である佐伯範夫推進委員が欠席です。その他ご意見等ありませんでしょうか。

議 長 同時に取得する空き家は、居住の予定はありますか。  
土井文子委員 会社の保養所として使用される見込みです。

議 長 申請地の担当委員及び推進委員の説明が終了しましたので、これより議第11号について質疑に入ります。

(質疑なし)

議 長 質問等ないようですので採決いたします。議第11号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認めます。議第11号の申請については原案のとおり決定いたします。次に日程第4の「その他事項について」を議題に供します。事務局に説明を求めます。

安江事務局員 その他（農産物販売実績、岐阜県農業会議だより）について資料を基に説明した。

議 長 事務局の説明が終わりました。その他事項について意見や質問はありますか。

議 長 その他、意見等ありませんので次回農業委員会総会について事務局で調整をお願いします。

長尾事務局長 次回、農業委員会は5月30日（木）午後2時00分から本庁分館3階の大会議室での開催を予定しています。

議 長 次回の第4回農業委員会は、5月30日（木）午後2時00分から役場本庁分館の大会議室で開催しますのでよろしくお願いいたします。それでは白川町農業委員会第4回総会を閉会します。最後に職務代理者から閉会のあいさつをお願いします。

今井智也委員 閉会のあいさつをして総会終了を宣した。

(16:50)